

令和5年度大田区保育士応援手当補助金交付要綱

令和5年9月21日5こ保発第12936号決定

(目的)

第1条 この要綱は、区内の保育施設等に勤務する保育士の保育施設等への定着促進及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象保育施設 区内に存する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所(区が法第35条第3項の規定により設置し民間に委託する保育所及び法第35条第4項の規定により認可を得た者が設置する保育所に限る。)、大田区認証保育所事業実施要綱(平成13年9月21日付け13児保発第1036号)に規定する認証保育所、大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第38号)第3章に規定する小規模保育事業(第4節に規定する小規模保育事業C型を除く。)を行う事業所(法第34条の15第2項の規定により認可を得た者が設置する事業所に限る。)及び大田区定期利用保育室運営費等補助金交付要綱(平成25年3月13日付け24こ保発第13135号)第6条の規定により認定を受けた定期利用保育室をいう。
- (2) 保育士 法第18条の4に規定する保育士をいう。
- (3) 常勤 各補助対象保育施設の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該施設であり、当該施設(一括適用の承認を受けている場合は本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、令和5年4月1日から令和5年9月末日まで及び令和5年10月1日から令和6年3月末日までの各6か月間(以下「支給対象期間」という。)、同一の補助対象保育施設に在籍する次のいずれかに該当する者とする(大田区一時保育事業実施要綱(平成24年3月30日付け23こ保発第13297号区長決定)に規定する一時保育事業、大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成29年3月31日付け28こ保発第13961号)に規定する地域子育て支援拠点事業及び大田区病児・病後児保育事業実施要綱(平成15年6月30日付けこ保発第495号)に規定する事業に従事する者を含む。)

- (1) 常勤の職員として雇用されている保育士
 - (2) 1日6時間以上かつ月20日以上勤務をしている保育士
- 2 支給対象期間内に、同一法人が設置する複数の補助対象保育施設のみにおいて勤務した場合は、同一の補助対象保育施設において勤務しているとみなす。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、勤務しているものとみなす。
- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する出産に伴う休業
 - (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業及び

介護休業

(3) 補助対象保育施設における就業規則等に定める有給の休暇等

(4) 天変地変その他の事情により、補助対象保育施設が開園しなかった場合

4 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く月の日数（以下「必要勤務日数」という。）が25日に満たない場合は、第1項の「月20日以上」を「必要勤務日数から5日を除いた日数以上」と読み替える。

5 支給対象期間内において、実際に勤務している日がない場合は交付対象としない。
（補助金交付額）

第4条 補助金の交付額は、1か月あたり10,000円とし、予算の範囲内で交付する。
（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに、令和5年度大田区保育士応援手当補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。
（審査等）

第6条 区長は、前条の申請を受理するに当たって、補助金交付のための審査（以下「審査」という。）に必要な書類の提出を、申請者に求めることができるものとする。

2 区長は、区が保有する公簿又は申請者の勤務する保育施設等への照会により、申請者が第3条に規定する要件を満たす事について確認できるものとする。
（補助金の交付決定）

第7条 区長は、審査の結果、交付申請内容について適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、令和5年度大田区保育士応援手当補助金交付決定兼振込通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、区長は、適正な交付を行うために必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正又は条件を加えて交付の決定をすることができるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前2項の決定内容に異議がある場合においては、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

4 区長は、審査の結果、補助金の不交付を決定した場合においては、速やかにその理由を付して、令和5年度大田区保育士応援手当補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
（申請内容の変更）

第8条 交付決定者は、申請内容に変更が生じた場合は、令和5年度大田区保育士応援手当補助金申請内容変更届（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、区長が別に定める期日までに提出しなければならない。
（補助金の請求手続の省略）

第9条 補助金は、大田区会計事務規則（平成8年規則第46号。以下「規則」という。）第53条ただし書の規定により支出することとし、区長への請求書の提出は省略するものとする。
（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、規則第75条に規定する口座振替により行うものとする。
（決定の取消し）

第 11 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 前 2 号を除く理由により補助金の交付の決定の内容に変更が必要であることが判明したとき。

2 前項第 3 号の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、区長は、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を再度審査し、取消しの決定をするものとする。

3 第 7 条の規定は、第 1 項の規定により措置した場合について準用する。

(補助金の返還)

第 12 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の全部又は一部につき支払を停止するとともに、既に支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 13 条 交付決定者は、第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の理由により補助金の交付決定を取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

2 交付決定者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 14 条 区長は、前条第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 15 条 区長は、第 13 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、所管する部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。